

公益社団法人広島県パラスポーツ協会
パラスポーツ競技団体等運営支援事業交付金交付要綱

(目的)

第1条 この要綱は、広島県内のパラスポーツの普及振興を図るために積極的かつ組織的に活動していると認められるパラスポーツ競技団体等（以下「競技団体」という。）に対し、予算の範囲内において、用具購入に要する経費の一部として、パラスポーツ競技団体等運営支援事業交付金を交付することについて、必要な事項を定めることとする。

(対象事業の種類、対象経費及び交付限度額)

第2条 交付対象事業の種類、交付対象経費及び交付限度額は、別表のとおりとする。

(交付の申請)

第3条 交付金の交付の申請をしようとする競技団体は、次に掲げる書類を別に定める期日までに公益社団法人広島県パラスポーツ協会（以下「協会」という。）会長に提出するものとする。

なお、申請は一団体につき、一会計年度に一回とする。

- 一 パラスポーツ競技団体活動支援事業交付金申請書（様式第1号）
- 二 組織の構成が分かる書類（構成員名簿、役員名簿等）
- 三 会則等

2 当協会の他の交付金を申請し、又は交付決定を受けた競技団体は、当該年度において同一の内容の事柄で本交付金を申請することができない。

(交付の決定)

第4条 協会会長は、競技団体から交付金の交付の申請があったときは、当該申請に係る書類等を、別に定める審査基準に基づき、審査し、適正と認めたものについて予算の範囲内で交付金の額を決定し、その旨を競技団体に通知するものとする。

(交付事業の遂行等)

第5条 競技団体は、交付金の交付の決定の内容又はこれに付した条件その他協会会長の交付事業遂行のためにした指示に従い、善良な管理者の注意をもって交付事業を行わなければならない。

(交付事業の変更等)

第6条 交付事業内容の変更、中止、申請の取下げは、協会会長の承認を受けるものとする。なお、交付事業に要する経費の30パーセント未満の変更はこの限りではない。

(実績報告)

第7条 競技団体は、交付事業が完了したときは、次に掲げる書類を事業の完了した日から起算して1か月を経過した日又は3月31日までに協会会長に提出するものとする。

- (1) パラスポーツ団体等活動支援事業実績報告書（様式第2号）
- (2) パラスポーツ団体等活動支援事業交付金収支決算書（様式第3号）
- (3) 交付対象経費に係る支払証拠書類（領収書等又はその写し）
- (4) 活動の様子が分かる写真
- (5) この他、当県における当該競技統括団体およびそのチーム単位の場合は会則、役員名簿を、総括団体が存在しない単独チーム等の場合は、収支状況、活動状況がわかる書類

(交付金の額の確定)

第8条 協会会長は、前条の規定による実績報告書の提出を受けた場合は、当該報告書の審査及び必要に応じて行う現地調査等により、事業が交付金の交付の決定の内容に適合するものであると認めたときは、交付すべき交付金の額を確定し、競技団体に通知するものとする。

(交付の決定の取消し)

第9条 協会会長は、競技団体が交付金を他の用途に使用したとき、法令等又はこれに基づく処分に違反したときは、交付金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- 2 前項の規定は、交付事業について交付すべき交付金の額の確定があった後においても適用があるものとする。
- 3 協会会長は、交付金の交付の決定を取り消した場合において、すでに交付金が交付されているときは、期限を定めて、その返還を命ずるものとする。

(帳簿の備付等)

第10条 競技団体は、交付金に係る収入及び支出が判る帳簿を備え、当該収入及び支出についての証拠書類を整理し、かつ、これらの書類を事業完了の日の属する年度の終了後5年間保管しておかなければならない。

(その他)

第11条 この要綱に定めるもののほか、交付金の交付に関し必要な事項は、協会会長が別に定めるものとする。

附則

この要綱は、令和8年2月16日から施行し、令和7年4月1日から適用する。

(別表)

事業の種類		交付対象経費		限度額
パラ ス ポ ー ツ 競 技 団 体 等 運 営 支 援 事 業 交 付 金	ス ポ ー ツ 用 具 購 入 、 団 体 運 営 に 要 す る 経 費	競技用具購入費		実費
		競技消耗品費		実費
		指導者等謝金(県内研修会等講師等)		1日1万円
		指導者等謝金(県外研修会等講師等)		1日2万円
		団体登録費	競技団体登録(加盟)料	実費
		通信運搬費	送料、切手代	実費
				計 100,000 円